

敢て後所々々を尋ねて町民諸君を訴ふ

町民諸君五人は忍ぶべし此の度々争議は在るに九才商店の
事件も端を察した如く云々するが之等は株主の事
往身争議を起して会社と社員はお互同として扱
合ある事争議を重ねて停止する所を知らない者扱
てある此度の問題もある四月に端を察し和議成らな
して尚保と云つた案件であるが後来会社は問題ある
毎に譲歩を重ねる今日に至るまで其の要求を入るるに餘
地が世に事は種々の異なり其人の深く諒とする前々
ある一方工員側は僅々三四時で二月と云ふ賃金を得るに
市中の非会員である労働者は十二時と働いて一月三十三